

2017年度夏季手当

5月15日

について申し入れる

3.0箇月+5万円

支払指定は6月30日まで

【要求項目(要旨)】

- 基準内賃金の3.0箇月分に加え、一律5万円分を支払うこと
- 「成績率」の適用については、「増減率」については10/100を限度として改訂し実施すること
- 満55歳以上の社員については、満55歳に達する日の属する月の末日における基準内賃金の3.0カ月に5万円を加算し支払うこと
- 「期間率」の適用については、私傷病での「病欠」は除外ないし緩和措置を図ること。
- グリーンスタッフ社員も社員に準じた取り扱いをすること
- エルダー社員の精勤手当については基準定額単価を5,000円引き上げること



JR発足30年間着実な経営を発展させてきたのは、
現場で1年365日安全・安定輸送の確保に向けて、
日々の業務を遂行している社員の努力があってこそ

好調な業績を見れば
社員の労苦に応えることは**可能!**